

令和4年 承認第4号

臨時代理の承認について

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号、以下「事務委任規則という」）第3条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任規則第4条により報告し、承認を求める。

令和4年4月19日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

臨 時 代 理 書

民法の一部を改正する法律により成年年齢が引き下げられ、成人式の名称を変更するため、規則の改正を必要とするが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和4年4月1日

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

1 臨時代理の内容

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

2 提出議案

別紙のとおり

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

みよし市教育委員会事務局組織規則（昭和 57 年三好町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表教育部教育行政課の項第 22 号中「成人式」を「20 歳の集い」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(事務分掌) 第4条 前2条に規定する部及び課における事務分掌は、別表のとおりとする。 別表 (第4条関係) 教育部 教育行政課 (1)～(21) 略 (22) <u>20歳の集い</u>に関すること。 (23)以下 略 学校教育課の項以下 略	別表 (第4条関係) 教育部 教育行政課 (1)～(21) 略 (22) <u>成人式</u>に関すること。 (23)以下 略 学校教育課の項以下 略

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 民法の一部を改正する法律（平成30（2018）年6月20日公布、令和4（2022）年4月1日施行）により成年年齢が引き下げられるが、引き続き20歳の者により式を開催するため、成人式の名称を改正する。

【内 容】 成人式の名称変更（別表関係）
教育行政課の事務分掌中の「成人式に関すること」を「20歳の集いに関すること」に改める。

【施行期日】 令和4（2022）年4月1日